

対 象	支援策 *【】内は制度の主体(例:【国】=国の制度)	概 要	問 合	
資金繰りのための融資などを受けたい	社会福祉施設などの運営事業者	37 社会福祉施設等に対する融資【(独)福祉医療機構】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を継続することが困難な運営事業者に対し、通常よりも有利な条件で貸付 ・貸付利率:当初5年間 6,000万円(新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業などにより減収となった入所施設(地域密着型は除く)は1億円)まで無利子、当該金額を超えた部分は0.2%、6年目を以降0.2% 	(独)福祉医療機構 ☎0120-343-862 ☎03-3438-0403
	売上が一定程度減少した中小企業者	38 セーフティネット保証【信用保証協会】	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、直近の売上が前年より一定割合減少した事業者に対して、通常の保証枠とは別枠で、2.8億円まで借入債務枠を追加 	商工振興課 ☎35-3144 県信用保証協会 高山支店 ☎33-5014
	中小企業者	39 危機対応融資【商工組合中央金庫】	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の売上が前年より5%以上減少した事業者に対する資金繰り支援として貸付を実施(融資後3年間まで金利0.9%引下げ) ・国による利子補給あり(金額上限・条件あり) <ul style="list-style-type: none"> <融資条件>融資限度額:3億円 償還期間:運転15年以内、設備20年以内(いずれも据置5年以内) 融資条件:1.11% 	商工組合中央金庫 ☎0120-542-711 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 ☎0570-060515
	市制度融資利用者	40 経営安定特別資金融資の条件変更【市】		市内金融機関 商工振興課 ☎35-3144
	市制度融資利用者	41 小口融資の条件変更【市】	<ul style="list-style-type: none"> ・市制度融資の利用者が一定期間の返済猶予等の条件変更を受ける際に追加で必要となる保証料を全額支給(3月31日(木)までの条件変更分) 	
	市制度融資利用者	42 創業支援資金融資の条件変更【市】		
	新型コロナウイルス関連融資利用者	43 新型コロナウイルス関連融資の条件変更【市】	<ul style="list-style-type: none"> ・市が定める新型コロナウイルス関連融資の利用者が、一定期間の返済猶予などの条件変更を受ける際に、追加で必要となる保証料を全額支給(3月31日(木)までの条件変更分) 	
納税などの特例	新規に設備投資を行う中小事業者	44 固定資産税の特例措置の拡充・延長【国】	<ul style="list-style-type: none"> ・生産性向上のための設備投資にかかる償却資産に対する固定資産税をゼロとする 	税務課 ☎35-3627
行動制限の緩和	飲食店 カラオケ店	45 ワクチン・検査パッケージ【県】	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン・検査パッケージ制度への登録により、緊急事態宣言措置やまん延防止等重点措置の指定などに、ワクチンの接種歴または陰性の検査結果を確認することにより行動制限を緩和 ・人数制限(一卓4人以内の会食の要請)を緩和(制限なし) ・収容率50%を上限にカラオケ設備の提供が可能 	県感染症対策調整課 ☎0570-055-523